

福祉避難所（二次避難所）の指定について

1 現状

東村山市では、「東村山市地域防災計画」及び「東村山市災害時要援護者支援全体計画」に基づき、災害時要援護者対策を推進しております。

この中で、災害時要援護者が安心して生活出来る体制を整備した福祉避難所（二次避難所）の整備を進めております。東村山市では、平成24年度末で6施設と協定を締結おりましたが、**東日本大震災において認知症の高齢者や障害をお持ちの方が、小中学校の避難所で生活することが困難となる事例が多くみられ、福祉避難所の拡充が求められてきている**状況も踏まえ、平成25年度より市内高齢者施設に対し福祉避難所の指定協議を進めてまいりました。

その結果、**平成25年5月に2施設、平成25年8月にさらに2施設の指定を行うこととなりました**のでお知らせいたします。

2 福祉避難所（二次避難所）の指定状況

福祉避難所	所在地	備考
東村山市立社会福祉センター	諏訪町 1-3-10	
あゆみの家	富士見町 1-5-13	
さやま園	富士見町 2-7-13	
東村山福祉園	萩山町 1-35-1	
東京コロニー東村山印刷所	秋津町 2-22-9	
経済産業省経済産業研修所	富士見町 5-4-36	
村山荘 訓練棟	富士見町 2-7-5	H25.5 指定
ほんちょうケアセンター	本町 3-43-1	H25.5 指定
さくらコート青葉町	青葉町 1-7-70	H25.8 予定
第二万寿園	富士見町 2-1-2	H25.8 予定

3 福祉避難所（二次避難所）における災害時要援護者受入までの流れ

- ① 自宅での生活が困難な方が、避難所（小中学校等）に避難いただく。
- ② 避難してきた方のうち、福祉避難所の利用が必要な方の人数を市で把握。
- ③ 市から福祉避難所の開設依頼を各法人へ行い、施設側の受け入れ態勢が整い次第、福祉避難所の開設をしていただく。
- ④ 災害時要援護者を福祉避難所へ移送する。